第２号様式（第４条及び第４条の２関係）

**申 請 書**

**変 更 申 請 書**

 　 **宿 舎 貸 与**

(元号) 年 月 日

国立大学法人信州大学長　殿

 　　　　　　　　　　　　　 職　　　　　　　名

□ 宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお，下欄記載の同居者についても，併せて申請します。

　 宿舎の使用については，職員宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

□ 貸与されている宿舎の申請事項について、変更がありましたので届け出ます。

１　申請・変更の理由

２　自宅保有の有無

|  |
| --- |
| 自宅（１戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を保有している　　　　　　　　　　　　保有していない |
| （以下該当者が記載）自宅の所在地自宅に入居できない理由 |

３　同居者・変更がある同居者

入居

退去

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 年　齢 | 性　別 | 本人との続　　柄 | 職　業（学　年） | ※　　　　年月日 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　※変更の場合のみ記入

**承 認 書**

**変 更 承 認 書**

|  |
| --- |
| **宿 舎 貸 与** |

 (元号) 年 月 日

 　　　　　　　　　　　　 　　国立大学法人信州大学長　　　　　　　　　（公印省略）

下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また，上記同居者についても，併せて承認します。

上記の申請内容の変更を承認します。

 上記申請者に対し，

記

１ 宿舎

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構造・規格 |  |  |
|  |  |  |
|  | 宿舎使用料月額 |  |  |
| 　　　　　　　　㎡ | 　　　　　　　　円 | 年 月 日 |   |

（注）宿舎使用料月額には，自動車の保管場所に係るものは含まない。

（裏面）

 ２ 貸与の条件

（１）被貸与者は，善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。

（２）職員宿舎の使用料は，毎月役職員の給与から控除する。

（３）被貸与者は，宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け，若しくは居住の用以外の用に供し，又は承認を受けないで改造，模様替その他の工事を行ってはならない。

（４）被貸与者は，その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し，損傷し，又は汚損したときは遅滞なく，これを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。ただし，その滅失，損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には，この限りではない。

（５）天災，時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舎又は有料宿舎が損傷し，又は汚損した場合において，その損傷又は汚損が軽微であるときは，その修繕に要する費用は，被貸与者が負担しなければならない。

（６）宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には，その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

 イ 役職員でなくなったとき。

 ロ 死亡したとき。

 ハ 出向，配置換，勤務箇所の移転その他これらに類する事由により，当該宿舎に居住する資格を失い，又はその必要がなくなったとき。

 ニ 当該宿舎について本法人の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。

 ホ 宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

（７）宿舎の貸与の承認を受けた者は，１の入居日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは，貸与の承認を取り消すことがある。

（８）被貸与者が宿舎を明け渡す場合には，明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出るとともに，宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし，やむを得ないときは，この限りではない。

（９）被貸与者は，申請書記載事項に変更が生じた場合には，第２号様式により速やかに学長へ届け出なければならない。

 （10）宿舎の維持管理の必要に基づいて，国立大学法人信州大学（以下「本法人」という）において宿舎の内外を調査するときは，被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。

 （11）宿舎内における盗難，損傷等の事故により，被貸与者が受けた損害については，本法人は一切その責任は負わない。

 （12）上記のほか，被貸与者は，宿舎の使用についての指示に反してはならない。